

航空貨物事前報告制度拡充に伴うNACCSの対応について



平成30年2月

財務省 関税局
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



航空貨物事前報告制度拡充に伴うNACCSの対応について

I. 概要

II. 報告方法の全体イメージ

III. 航空・輸入 基本業務フロー（新旧）

IV. 利用形態ごとの利用可能電文等

V. 事前申出書の提出と変換イメージ

VI. 航空貨物事前報告内容の訂正等（追加・訂正・削除）の対応

VII. 航空貨物事前情報の後続業務での流用

VIII. 照会業務の新設

IX. 開発スケジュール

X. 問合せ先

参考 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要

I. 概要 (1)

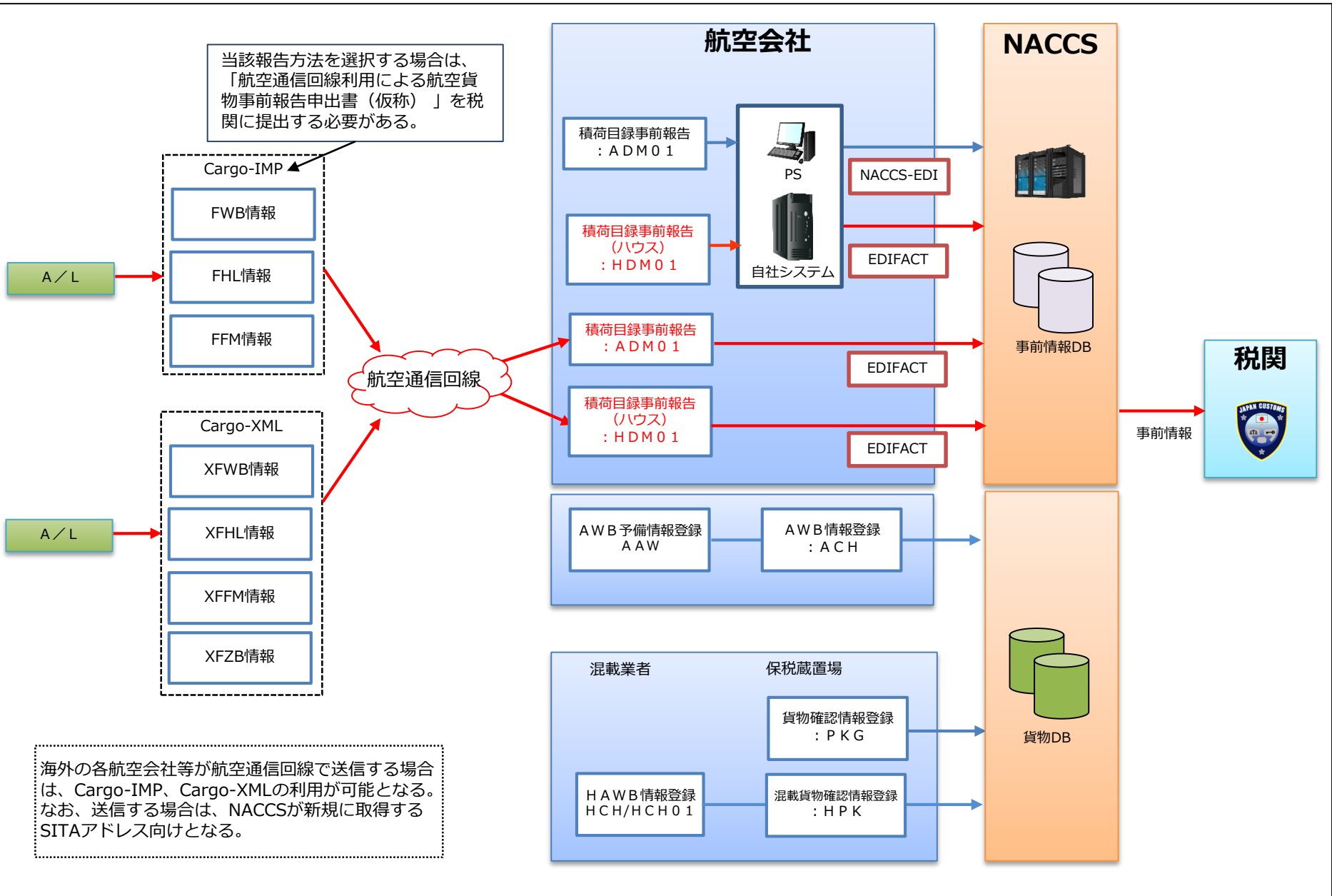
1. 業務仕様等について

- (1) 積荷目録 (MAWB) 情報：既存の「積荷目録事前報告 (ADM01)」業務を利用するが、同業務に関して以下の変更を実施する。
- ① 任意項目となっている「荷送人・荷受人の氏名及び住所」を必須項目に変更する（入力項目表は資料2参照）。
 - ② ADM01業務について航空通信回線を利用しての報告を可能とする。
 - ③ ADM01業務で登録した貨物情報は税関報告用のみに利用する。既存の貨物情報DBへの登録は行わず、新設する事前貨物情報DBのみに登録を行う。
 - ④ ADM01で登録した情報については、「AWB情報登録 (ACH)」業務への流用を可能とする。
 - ⑤ 既存貨物情報DBへの登録は、「AWB予備情報登録 (AAW)」業務→「AWB情報登録 (ACH)」業務により行うこととする。
なお、AAW業務に関して、一部項目の見直しを実施する（入力項目表は資料2参照）。
- (2) ハウスmanifest情報：新規に「積荷目録事前報告 (ハウス) (HDM01)」業務を提供する。概要は以下のとおり。
- ① HDM01の入力 (報告) 項目は、既存の「HAWB情報登録 (HCH01)」業務と同一とするが、任意・必須項目については一部変更する（入力項目表は資料2参照）。
 - ② HDM01業務の入力可能者は、機長（機長代行者としての航空会社等）とする。
 - ③ HDM01業務について、航空通信回線を利用しての報告を可能とする。
 - ④ HDM01業務で登録した貨物情報は税関報告用のみに利用する。当該情報は、新設する事前貨物情報DBのみに登録を行う。
 - ⑤ HDM01業務で登録した情報については、後続業務で流用可能とする機能は提供しない。
- (3) 航空貨物事前報告内容の訂正等（追加・訂正・削除）の対応
航空貨物事前報告内容の訂正は、ACH業務が登録されるまでの間とし、ACH業務登録以降は同業務により行うこととし、事前報告情報の訂正等は不要とする。
なお、航空通信回線から送信された情報の訂正等については、航空通信回線側からの訂正等と国内での航空会社等による訂正等が混在する可能性があること、また、ACH業務入力後は訂正不要としているが、海外側でACHの入力有無の把握が出来ないこと等の理由により、航空通信回線による訂正等は不可とし、訂正等が発生した場合は国内のNACCS利用者が全て対応することとする。
- (4) 訂正業務の新設
ADM01業務及びHDM01業務で登録された情報の追加・訂正・削除に対応するため、MAWB情報の追加・訂正・削除用として「積荷目録事前報告訂正 (CAM01)」業務を、ハウスmanifest情報の訂正・削除用として「積荷目録事前報告(ハウス)訂正 (CAH01)」業務を新規に提供する。
- (5) 照会業務の新設
ADM01業務及びHDM01業務で登録した「事前貨物情報」の照会を可能とするため、新規に照会業務を提供する。

2. 報告方法

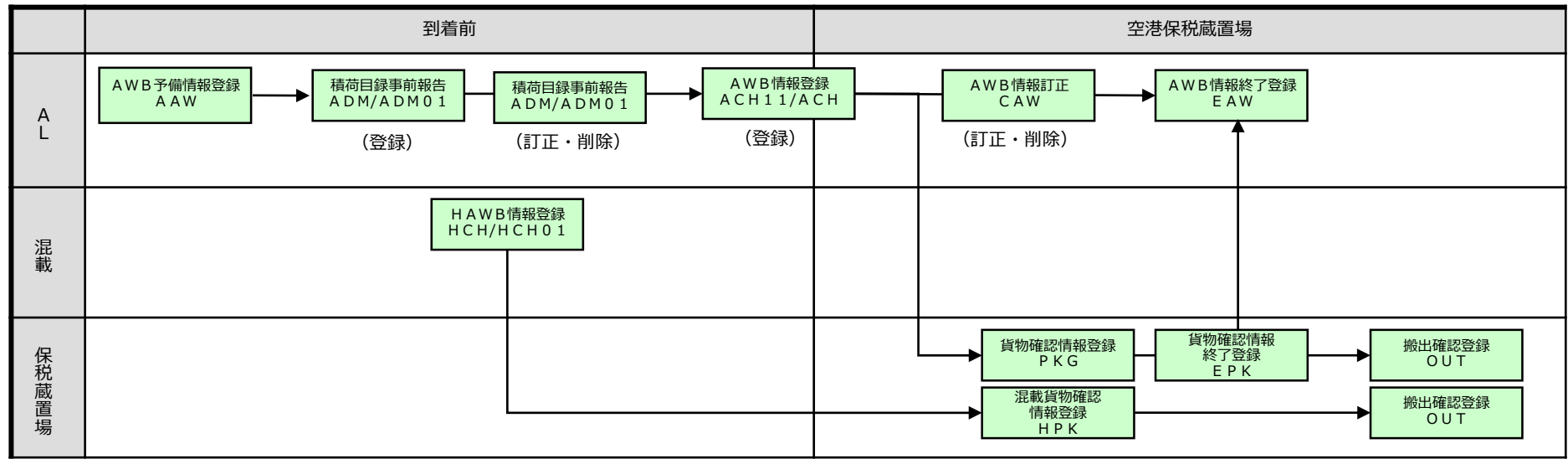
- (1) ADM01及びHDM01業務については、航空通信回線を利用した報告を可能とする。また、各業務ともEDIFACTの利用も可能とする。
- (2) 航空通信回線を利用する場合、海外からの送信においては、Cargo-IMP及びCargo-XMLの利用を可能とする（後記利用形態ごとの利用可能電文等参照）。
- (3) 航空通信回線による事前報告の場合は、以下のパターンを可能とする。
 - ① ADM01、HDM01双方ともに航空通信回線を利用して報告
 - ② ADM01はNACCSへの直接報告、HDM01は航空通信回線を利用して報告
 - ③ HDM01はNACCSへの直接報告、ADM01は航空通信回線を利用して報告
- (4) 航空通信回線を利用する場合、機長（航空会社）は、あらかじめ、税関に対して所定の様式「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書（仮称）」を各空港単位で提出する。

II. 報告方法の全体イメージ

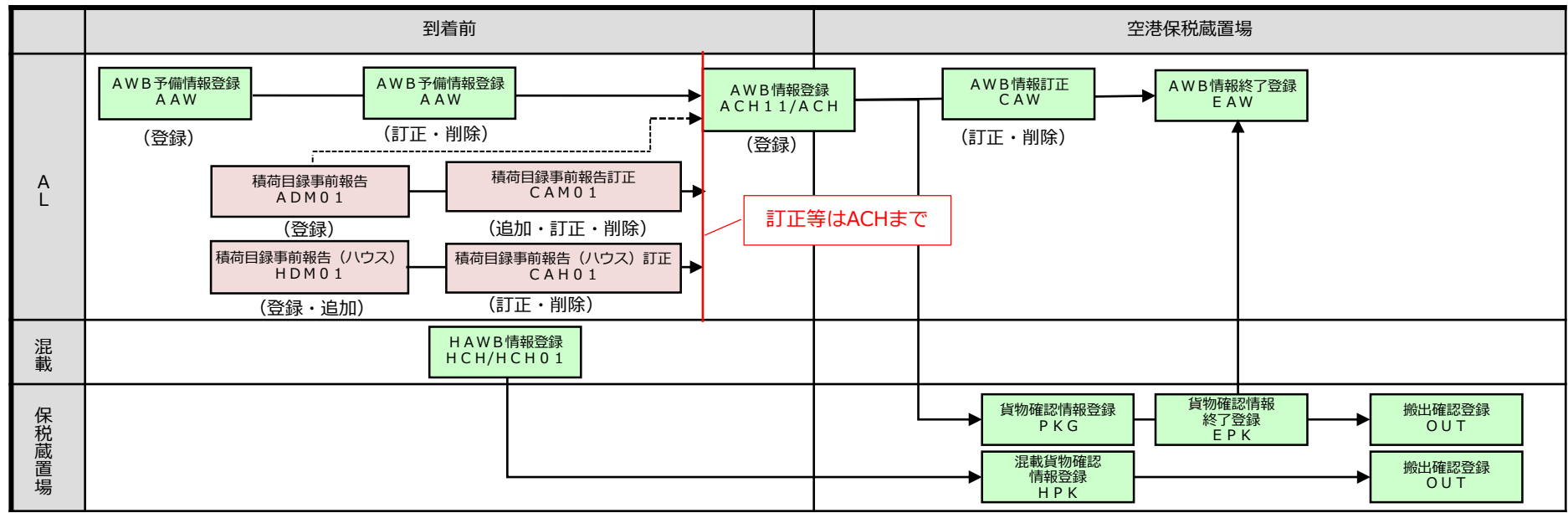


Ⅲ. 航空・輸入 基本業務フロー (新旧)

現行 航空・輸入 基本業務フロー (概要)



変更後 航空・輸入 基本業務フロー (概要)



IV. 利用形態ごとの利用可能電文等

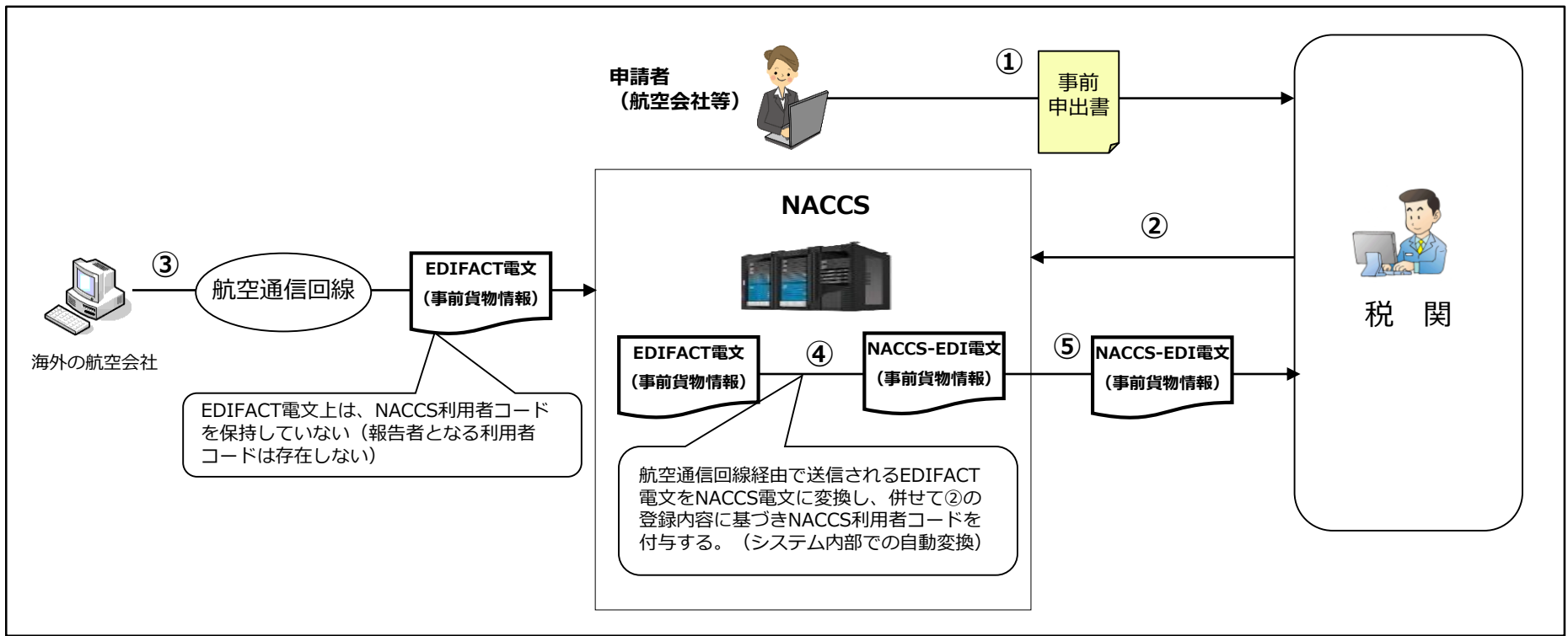
▶ 利用形態毎の電文形式や回線等は以下のとおり

利用形態	NACCS		航空通信回線（※）利用
	パッケージソフト利用	自社システム利用	
電文形式	NACCS-EDI →インタラクティブ 処理方式	NACCS-EDI →SMTP双方向 または メール処理方式 EDIFACT →メール処理方式	Cargo-IMP Cargo-XML etc
Cargo-IMP 使用メッセージ (バージョン)	-	-	Cargo-IMP (Edition問わない) FFM } Ver問わない FWB } FHL }
Cargo-XML 使用メッセージ (バージョン)	-	-	Cargo-XML (Edition問わない) XFFM } Ver問わない XFWB } XFHL } XFZB }
回 線	インターネット回線 NACCS専用線	NACCS専用線 ※自社システムとの接続は国 内に設置したサーバからのみ	航空通信回線
お客様の開発	不要	必要	各SPへ お問い合わせ下さい
費 用	NACCS専用線を利用する場合 は回線費用が必要	開発経費、回線費用等が必要	

※ARINC/SITA等



V. 事前申出書の提出と変換イメージ (1)



【航空通信回線利用に係る運用手順】

- ① 航空会社(機長代行者)が航空事前貨物情報を航空通信回線を利用して税関に報告する場合は、あらかじめ、税関に対して所定の様式「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書(仮称)」を各空港単位で提出する。
- ② 税関は、上記①の事前報告申出書の内容をNACCSに登録する。
- ③ 航空会社は航空通信回線を利用して、航空貨物事前情報をNACCSの貨物報告用「SITAアドレス」宛に送信する。
- ④ NACCSは航空通信回線からのEDIFACT電文(ADM110・HDM110)を受信後、以下の処理を行う。
 - a EDIFACT電文(ADM110・HDM110)をNACCS電文(ADM01・HDM01)に変換
 - b 上記aの処理で作成されたNACCS電文に、②で設定された情報を基に報告者の利用者コードを付与
- ⑤ 税関向けに事前貨物情報を送信

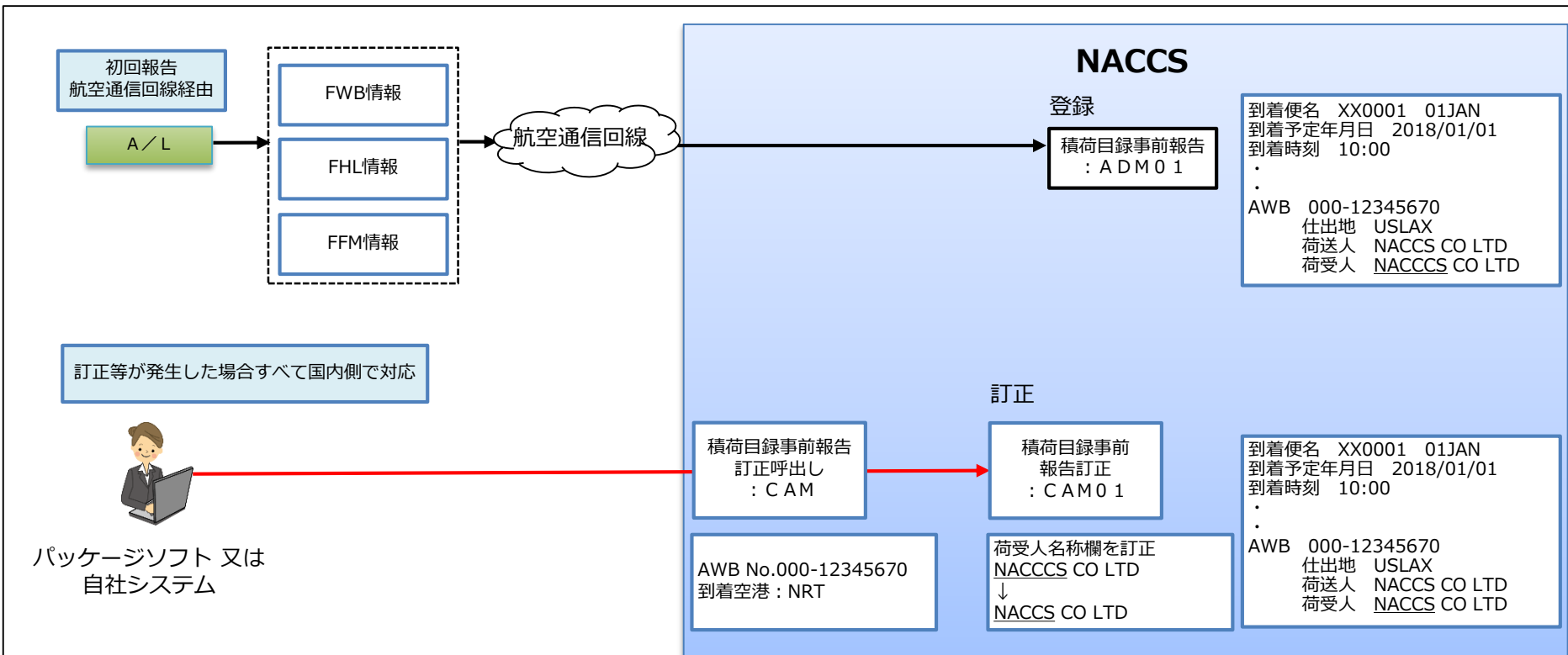
※航空通信回線を利用しない場合は「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書(仮称)」の提出は不要。

V. 事前申出書の提出と変換イメージ (2)

▶ 事前申出の登録例

	項目	備 考	例1 MAWB、ハウスマニフェ ストいずれも航空通信回 線を利用	例2 GHAが航空会社として報 告を行うが、MAWB、ハ ウスマニフェストいづれ も航空通信回線を利用	例3 ハウスマニフェストのみ 航空通信回線を利用
1	空港コード	所属空港コードおよび航空会社コード単 位にレコードを作成	NRT	NRT	NRT
2	航空会社コード		XX	XX	XX
3	報告者	報告者の利用者コードを設定	1MXXX	1MZZZ (A/LとしてのGHA)	1MXXX
4	帳票出力要否 (報告者)	航空通信回線経由の場合に、エラー情報 等の帳票の受信要否を設定	要	要	要
5	ADM航空通信回線 利用表示	航空通信回線を利用する場合に設定	利用	利用	利用しない
6	HDM航空通信回線 利用表示	航空通信回線を利用する場合に設定	利用	利用	利用

VI. 航空貨物事前報告内容の訂正等（追加・訂正・削除）の対応



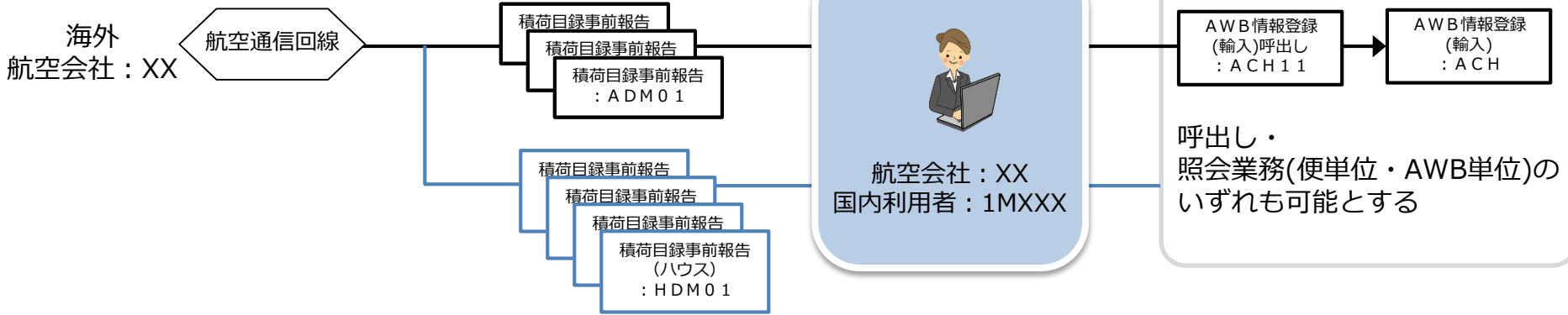
航空事前貨物情報の追加・訂正・削除は次のとおりとする。なお、航空通信回線の利用による報告は、初回報告（1回）のみとし、初回報告以降の追加・訂正・削除については、航空通信回線による報告は不可とし、国内利用者が実施する運用とする。

1. 追加
事前貨物情報の追加は、国内利用者が「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務（新規）又はHDM01業務を利用して登録を行う。
2. 訂正・削除
事前貨物情報の訂正・削除を行う場合は、MAWB情報に関しては「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務、ハウスマニフェスト情報に関しては「積荷目録事前報告訂正(ハウス)(CAH01)」業務を利用して登録を行う。

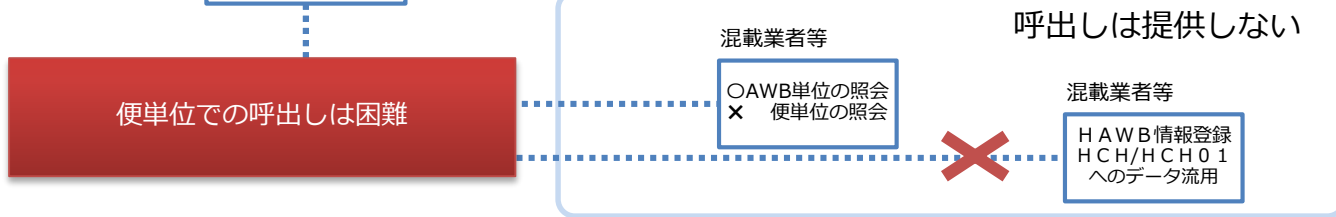
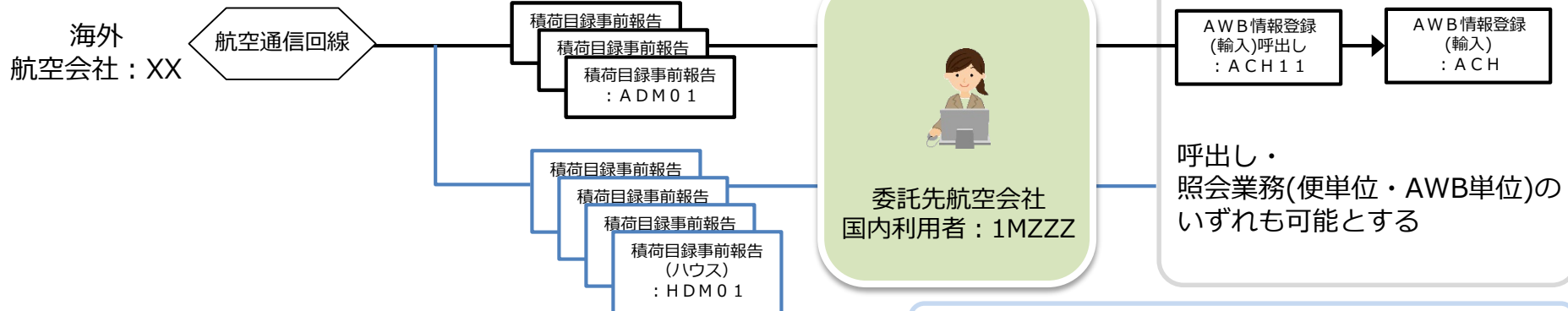
※ 航空事前貨物情報の追加・訂正・削除は「AWB情報登録(ACH)」業務が行われるまでとし、ACH業務後は同業務により行うこととし、事前報告情報の訂正等は不要とする。

VII. 航空貨物事前情報の後続業務での流用

同一航空会社の国内利用者が行う場合



他の航空会社等に委託する場合



HDM01情報に関しては、後続業務として混載業者等による「HAWB情報登録 (HCH01)」業務への流用(呼出し)の提供を検討したが、便単位での呼出し・照会を可能とした場合、当該便に積載されている他者のHAWB情報まで展開されることとなる。このため、呼出し業務を提供しても、HAWB番号単位のみでの利用となり、利便性が低いことから、航空会社が登録したHDM01情報に関しては、混載業者等による後続業務での利用については対応しないこととする。混載業者等に対してはAWB単位のみでの照会業務を提供する。

VIII. 照会業務の新設

※新規照会業務については登録日を含め2日程度の照会期間を想定。

	登録業務		保存DB	照会業務(便単位)		照会業務(AWB単位)	
	業務コード	業務名称		業務コード	業務名称	業務コード	業務名称
マスター	ADM01	積荷目録事前報告	輸入便情報 輸入貨物 事前貨物情報	IMF11 IAF11	輸入便情報照会(AWB) 輸入便事前情報照会 (AWB)	IAW IAA	輸入貨物情報照会 積荷目録事前情報照会
	AAW	AWB予備情報登録	輸入便情報 輸入貨物	IMF11	輸入便情報照会(AWB)	IAW	輸入貨物情報照会
	ACH	AWB情報登録	輸入便情報 輸入貨物 輸出貨物	IMF11	輸入便情報照会(AWB)	IAW	輸入貨物情報照会
ハウス	HDM01	積荷目録事前報告 (ハウス)	事前貨物情報	IAF12	輸入便事前情報照会 (ハウス)	IAA	積荷目録事前情報照会
	HCH01	HAWB情報登録(輸入)	輸入貨物 輸出貨物	IMF12	輸入便情報照会 (HAWB)	IAW	輸入貨物情報照会

IX. 開発スケジュール（予定）



* 自社システム利用者のみ（パッケージソフト利用者は除く）

本資料に係るご質問等は、お手数ですがE-mailで以下の宛先までお問い合わせ下さい。
その際、必ず件名の先頭に【航空事前】とご記入下さい。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
システム企画部 システム企画第3課
E-mail : ai-aircargo@naccs.jp

「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」の制度等に関するお問い合わせにつきましては、以下へご連絡下さい。



財務省関税局監視課
電話:03-3581-4111(5569)

制度拡充の概要(平成30年度施行)

1. 航空貨物に係る積荷情報項目の追加



- ・マスターAWB情報に報告項目として荷送人・荷受人等を追加(必須化)
- ・ハウスマニフェスト情報を報告対象として追加

2. NACCSによる報告の原則化



- ・航空貨物に係る積荷情報は原則NACCSにより報告

区分	制度	報告者	項目	現 行	拡充後(平成30年度施行)
入港	報告義務	機長	報告対象	外国貿易機	—
			報告期限	<ul style="list-style-type: none"> ・入港3時間前 ・入港1時間前(航行時間が3時間以上5時間未満の場合) ・入港する時(航行時間が3時間未満の場合) 	—
			報告方法	書面又はNACCS	原則NACCS(法律)
			報告内容	[マスターAWB情報] 仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及びAWBの番号	【追加】マスターAWB情報に荷送人・荷受人の氏名及び住所を追加(政令) 【新設】ハウスマニフェスト情報の報告を追加(政令) (報告項目)仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人・荷受人の氏名及び住所及びハウスAWBの番号

